令和７年度使用中学校教科用図書

第１回海老名市教科用図書採択資料作成委員会

日　時　　令和６年５月２１日（火）　午前１０時から
会　場　　えびなこどもセンター２０１会議室

発言者	内　　容
司　会	皆様おはようございます。 海老名市教育委員会教育支援課の日野と申します。本日は司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 採択資料作成委員会の開会に先立ちまして、伊藤 教育長よりご挨拶をさせていただきます。
伊藤教育長	教育長よりあいさつ
司　会	続いて、伊藤教育長より委嘱状の交付をさせていただきます。教育長が皆様の席まで参りますので、恐れ入りますがその場でご起立のうえ委嘱状をお受け取りくださるようお願いいたします。
司会	江下裕隆殿。
教育長	委嘱状、江下裕隆殿。海老名市教科用図書採択検討委員会委員を委嘱する。期間は令和６年５月 21 日から令和７年３月 31 日までとなっております。海老名市教育委員会。よろしくお願いいたします。
司会	■■■殿。
教育長	委嘱状、■■■殿。海老名市教科用図書採択検討委員会委員を委嘱する。委嘱期間は同様でございます。令和６年５月 21 日、海老名市教育委員会。よろしくお願いいたします。
司会	■■■殿。
教育長	委嘱状、■■■殿。海老名市教科用図書採択検討委員会委員を委嘱する。委嘱期間は同様でございます。令和６年５月 21 日、海老名市教育委員会。よろしくお願いいたします。
司会	藤原敬子殿。
教育長	委嘱状、藤原敬子殿。海老名市教科用図書採択検討委員会委員を委嘱する。委嘱期間は同様でございます。令和６年５月 21 日、海老名市教育委員会。よろしくお願いいたします。

司会	椙山博考殿。
教育長	委嘱状、椙山博考殿。海老名市教科用図書採択検討委員会委員を委嘱する。委嘱期間は同様でございます。令和６年５月 21 日、海老名市教育委員会。よろしくお願いいたします。
司会	和田修二殿。
教育長	委嘱状、和田修二殿。海老名市教科用図書採択検討委員会委員を委嘱する。委嘱期間は同様でございます。令和６年５月 21 日、海老名市教育委員会。よろしくお願いいたします。
司会	小宮洋子殿。
教育長	委嘱状、小宮洋子殿。海老名市教科用図書採択検討委員会委員を委嘱する。委嘱期間は同様でございます。令和６年５月 21 日、海老名市教育委員会。よろしくお願いいたします。
司会	坂野千幸殿。
教育長	委嘱状、坂野千幸殿。海老名市教科用図書採択検討委員会委員を委嘱する。委嘱期間は同様でございます。令和６年５月 21 日、海老名市教育委員会。よろしくお願いいたします。
司会	田中知樹殿。
教育長	委嘱状、田中知樹殿。海老名市教科用図書採択検討委員会委員を委嘱する。委嘱期間は同様でございます。令和６年５月 21 日、海老名市教育委員会。よろしくお願いいたします。
司会	大部信介殿。
教育長	委嘱状、大部信介殿。海老名市教科用図書採択検討委員会委員を委嘱する。委嘱期間は同様でございます。令和６年５月 21 日、海老名市教育委員会。よろしくお願いいたします。
司　会	申し訳ありません、ここで教育長は退席とさせていただきます。
伊藤教育長	教育長退席
司　会	はじめに本日の資料についてご説明いたします。ただ今、交付されました委嘱状は、本日お持ち帰りいただきますが、その他の机上の資料は全て、会終了後に回収させていただきますのでご承知おきください。

	次に、委員会成立の確認をさせていただきます。この会は海老名市教科用図書採択資料作成委員会設置要綱第４条により、委員の半数以上の出席で成立し、本日の出席者数は 10 名です。よって本委員会は成立している旨お伝えいたします。 では、開会の言葉を麻生　教育支援担当部長より申しあげます。
麻生担当部長	おはようございます。7 月末の採択に向けたスタートになります。ぜひ皆様のお力添えをお願いします。 只今より、第１回海老名市教科用図書採択資料作成委員会を開会いたします。どうぞよろしくお願いいたします。
司　会	挨拶につきましては、さきほど教育長が申しあげましたので 省略とさせていただきます。 それでは採択資料作成委員の紹介をさせていただきます。 名簿にしたがって紹介させていただきます。
司会 江下委員	海老名市教育委員会教育部長、江下裕隆様。 江下でございます。長期間になりますが、皆様どうぞよろしくお願いいたします。
司会 和田委員	海老名市立今泉小学校長、和田修二様。 よろしくお願いいたします。
司会 椙山委員	海老名市立海老名中学校長、椙山博考様。 椙山です。よろしくお願いいたします。
司会 坂野委員	海老名市立杉久保小学校長、坂野千幸様。 よろしくお願いします。
司会 小宮委員	海老名市立柏ケ谷中学校長、小宮洋子様。 よろしくお願いします。
司会 大部委員	海老名市立社家小学校、大部信介様。 よろしくお願いします。

司会 　　田中委員	海老名市立有馬中学校、田中知樹　様。 よろしくお願いします。
司会 　　藤原委員	神奈川県立有馬高等学校長、藤原敬子様。 よろしくお願いいたします。
司会 　　■■■委員	海老名市立小学校保護者代表、■■■様。 よろしくお願いします。
司会 　　■■■委員	海老名市立中学校保護者代表、■■■様。 よろしくお願いします。
司会 　事務局	併せて、事務局の紹介をさせていただきます。 ・麻生　仁　教育部教育支援担当部長 （兼）教育支援担当次長事務取扱 （兼）教育支援課長事務取扱です。 ・作成委員会の庶務を担当する藤原です。 ・庶務を担当します五十嵐です。 ・同じく、日野です。 作成委員会委員長の選出ですが、要綱第３条に作成委員会の委員長及び副委員長は「互選する」とあります。いかがいたしましょうか。
一同	事務局一任
司会	「事務局一任」の声をいただきましたので、中学校教育研究会会長小宮　洋子　校長先生に委員長をお願いしたいと思います。また、副委員長は委員長から指名していただきたいと思います。 よろしいでしょうか。
一　同	よろしい
司　会	ここからは委員長に司会・進行をしていただきます。お願いいたします。
小宮委員長	よろしくお願いいたします。 いろんな立場の方の意見が入った教科書で子供たちが学ぶことが望ましいものでありますので、それぞれのご意見で成り立っていくものなので、皆様よろしくお願いいたします。

	さて、皆様には、令和７年度使用教科用図書採択に向けて調査資料の作成という大変な任務をお引き受けくださり、ありがとうございます。改めて御礼申しあげます。 それでは要綱に則り、委員長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。また、副委員長は椙山校長先生にお願いしたいと思います。 よろしいでしょうか。
一　同	よろしい
小宮委員長	皆様方のご協力を得まして、作成作業を公正かつ適正に進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 まず初めに、みなさん、このような委員は初めての方が多いと思いますので、教科書採択全体の方法や流れについて事務局より説明をしていただきたいと思います。
麻生担当部長	よろしくお願いいたします。のちほど、お手元の資料も扱いますが、最初の説明はパワーポイントを用意しておりますので、お手元の資料の中身にも触れますが一通り全体の流れを説明させていただきます。 まず概要でございます。先ほど教育長も述べられましたが、今回は海老名市立中学校にて使用する教科書採択となります。４年毎に採択を行っているうちの令和７年度使用の教科書採択になります。今回採択する教科書は市内６校の中学校が使うことになります。 令和７年度使用教科書の採択種目は全 16 種目とありますが、教科書採択においては教科のことを種目と呼びますので、採択 16 種目というのは採択 16 教科という意味になります。確認のため 16 種目（教科）を読み上げさせていただきます。 つづいて、教科書採択全体の組織について説明いたします。１番上の採択権者は、最終的に採択をする権限を持っている教育長を含めた教育委員５名になります。その下、採択資料作成委員会が皆様方ということになります。各教科書の特長をまとめて教育委員会に資料を報告書として提出する役割を担っていただきます。その下には、更に皆様方の資料の参考資料となる調査を実際に行う調査員というものがございますが、これら組織については、このあとの会の中でどのように進めていくかについても、決定していただきますので、この説明については前回までの教科書採択を参考としていることをご承知おきいただければと思います。

	皆様方には、調査員からの調査結果のみならず、県からの調査結果、中学校に回覧した際の学校意見等もふまえて、採択資料を作成していただくことになります。 続いて、採択の流れについてご説明いたします。先日５月 13 日（月）に教育委員会臨時会が行われ、そこで海老名市の採択基本方針が議決されました。これを受け、本日の採択資料作成委員会が開かれているということになります。 採択権者である教育委員については、皆様方の前にある見本本と編修趣意書、県の調査結果を元に研究し、採択資料作成委員会からの報告書等を参考に採択を行っていただくということになります。時系列でお示ししていますが、最終的に採択が行われますのは、今回は７月 24 日（水）を予定しています。 7 月 24 日の定例教育委員会について、図式化していますが、当日は、本委員会の委員長である小宮委員長に出席していただき、この採択資料作成委員会でまとめた報告書の内容をご報告いただき、それについて、質疑や協議を行い、決定する流れとなっています。教育長をはじめ、教育委員５名による、多数決で決定していきます。 国、県、市の流れについては後ほど、資料を参考に説明させていただきます。 先ほど少し触れましたが、学校意見として、各中学校に見本本を回覧して、教員の意見をまとめるのですが、学校意見も膨大な情報量になるため、その資料を整理する整理員という役割を設置して対応していきたいと思います。これにつきましても、今日皆様方に決定していただきます。 これまで､調査員として市内 19 名の教員にご協力いただいておりました。調査員については、海老名市単独ではなく、近隣４市で合同して行う形で考えておりますが、これについてものちほど皆様方に決定していただくことになります。 最後に、留意点についてご説明します。公平、公正という点では特にご留意ください。研修会への参加の禁止、戸別訪問を受ける等の禁止、採択に携わったものとの接触の禁止については厳守していただくことになりますのでお願いいたします。また、情報公開については８月 31 日まではお名前だけに限らず、会議日程や会議名、ご自身が関わられていることも含めて非公開となっております。 なお、９月１日以降、保護者代表の方以外は情報公開となります。 （ＰＰにそって説明）

小宮委員長	次に、今年度の採択に関する海老名市と県の方針、及び国の通知等について説明していただきたいと思います。 まず、海老名市教科用図書採択方針について、神奈川県教育委員会令和７年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針についての２つを一括して報告願います。
麻生担当部長	海老名市教科用図書採択基本方針については、資料２ページをご覧ください。こちらが基本方針になりますので、内容を読み上げまして報告とさせていただきます。 令和７年度使用、海老名市教科用図書採択基本方針について 海老名市教育委員会は、令和７年度から使用する教科用図書の採択基本方針を次の通り定める。 「海老名市教科用図書採択基本方針」 令和７年度の中学校教科用図書は、神奈川県教育委員会が定める「令和７年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に基づき、海老名市教育委員会が設置した海老名市教科用図書採択資料作成委員会の報告を資料とし、種目ごと１種の教科用図書について海老名市教育委員会が採択する。こちらが海老名市の基本方針でございます。 続いて、県の教科用図書採択方針・採択基準については、資料３ページから 13 ページにあります。こちらが県の採択方針になります。主な部分について内容を読み上げ報告させていただきます。 ４ページをご覧ください。 こちら本市が行う中学校に係る部分を抽出、抜粋、要約して読ませていただきます。「神奈川県教育委員会は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、令和７年度において使用する教科用図書について、市町村の教育委員会の行う採択に関して、その基準等を定めるとともに、採択方法について神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。」と示されております。 この県の採択方針に基づき、市の採択を行うわけですが、要点を説明させていただきたいと思います。 となりの資料の５ページをご覧ください。 下の方　２教科用図書採択基準についてです。 （１）各発行者が作成する「教科用図書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。（２）採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択す

	ること。（３）採択地区における児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択すること。とされております。特に（３）の地域の特性等を考慮するという基準を受け、全中学校に見本本を回覧し、学校意見を集約する流れとなっております。 　つづいて６ページをご覧ください。 海老名市においては、海老名市単独で教科書採択を行いますので、３に該当します。３の前文に「審議会等を置くことが望ましい」とあります。本市においては、この審議会を「採択資料作成委員会」と呼び、皆様方に委員となっていただいているところです。 　つづいて７ページをご覧ください。 ５　教科用図書採択にあたっての観点について述べている部分になります。教科・種目に共通な観点として、教育基本法、学校教育法および学習指導要領との関連が示されております。各教科については、教科ごとに観点が細かく 13 ページまで記されております。
小宮委員長	（３）文部科学省「教科書採択における公正確保の徹底等について」及び「令和７年度使用教科用図書の採択事務処理」について報告願います。
麻生担当部長	引き続き資料を説明します。採択につきましては、文部科学省の通知に基づいて行われるものです。まず、「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」がありますので、そこを読み上げさせていただきます。資料 16 ページをご覧ください。 ７行目、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえたうえで、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となる。とされています。 　これら公正確保のための具体的な留意点や禁止事項等について、いくつかの例を確認させていただきます。資料 20 ページを御覧ください。資料 20 ページ（ウ）には、献本等の禁止について記載があります。21 ページ（ア）には発行者への禁止事項として、自宅訪問の禁止について記載があります。その下には、「説明会等について」という項目に、採択教科書に関する説明会、研修会等には関与しないこと、とされています。次に 23 ページになります。（イ）〇二つ目にありますが、「採択関係者」とは、教育委員会関係者、採択審議会委員、調査員等、さらには学校関係者すべてを含むとされており、かなり広い範囲の関係者を含むことになっております。 　24 ページ（ウ）には、教科書発行に係る方々との接触、関係性について

	ご留意いただきたい点が示されております。 　更に、29 ページから 35 ページまでには、「教科書採択の公正確保について（通知）」があります。この通知には教科書発行者に対して、金銭その他の利益供与もしくはその申し出は絶対に行わないなどの具体的禁止事項等について示されています。 さらに、もう１つ通知があります。36 ページをご覧ください。国の通知「令和７年度使用教科書の採択事務処理について」が資料 36 ページから記載されております。 　37 ページをご覧ください。１の（２）中学校用教科書の採択についてという項目があります。「全ての教科書について、令和５年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること」とあり、こちらが今年度の採択替えの根拠となります。 　原則４年ごとに採択替えが行われますので、小学校用教科書については、令和５年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないとあります。
小宮委員長	次にこの海老名市教科用図書採択資料作成委員会についてです。 （４）海老名市教科用図書採択資料作成委員会設置要綱 について説明願います。
麻生担当部長	採択資料作成委員会設置要綱について説明いたします。 資料 46 ページをご覧ください。要点を絞って説明させていただきます。 まずは、趣旨です。 第１条　この要綱は、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教科用図書の採択に関し、必要な事項を調査し、報告することを目的として設置する海老名市教科用図書採択資料作成委員会（以下「作成委員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。 次に、組織です。 第２条　作成委員会は、委員 10 名以内をもって組織する。 ２　作成委員会委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。詳細は記載のとおりです。 第３条　作成委員会に委員長及び副委員長を置く。 第５条　委員長は、作成委員会に調査員会を置くことができる。 第８条　この要綱に定めるもののほか、作成委員会の運営に関し必要事項は、委員長が別に定める。以上でございます。

小宮委員長	今までのすべてのところで質問はありますか。いかがでしょうか。 接触があったりしたらどうすればいいですか。
麻生担当部長	事務局へ連絡をしていただければと思います。
小宮委員長	それでは、議事に移ります。 （1） 海老名市教科用図書採択の仕組みについて 提案してください。
麻生担当部長	資料 48 ページの横版の仕組み図をご覧ください。横版になっている資料になります、さきほどご説明いたしました流れ等について示されております。 この図の中の調査員については、要綱第５条の規定により「委員長は作成委員会に調査員等を置くことができる」となっておりますが、いかがいたしましょう。
小宮委員長	採択資料作成委員会のメンバーで、すべての教科書を調査することは大変難しいので、調査員を設置したいと思います。 よろしいですか。
一同	よろしい
小宮委員長	それでは調査員を置くことといたします。続けて、調査員のあり方等について提案してください。
麻生担当部長	平成 14 年度使用教科用図書の採択から海老名市においては、市単独採択になりました。しかし、調査員を教員にお願いすることを考えますと、当市のみで実施するには、人数の点からしても、各学校の教育活動に支障を来すことになります。したがって調査員につきましては、近隣４市座間市、綾瀬市、大和市、海老名市の合同で調査研究を行うことを提案したいと思います。
小宮委員長	今、事務局から提案がありましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

椙山副委員長	学校の教育活動への影響を考えると、調査員は、４市合同での調査研究を行うことでよいと思います。また、調査員の選出につきましては事務局一任でよいと思います。
小宮委員長	今、「調査員は４市合同で調査研究を行い、調査員の選出は事務局一任」という声がありましたが、いかがでしょうか。
一同	異議なし
小宮委員長	それでは調査員は、４市合同で調査研究を行うことといたします。４市合同で調査するけれども、教育委員が選ぶ教科書は、違うものでもよいということですね。では、事務局で調査員の案を示してください。
麻生担当部長	資料をお配りしましたように調査員をこの方々にお願いしたいと思います。
小宮委員長	それでは、海老名市の代表として提案いただいた名簿の方々に調査員をお願いするということで（案）を消していただきたいと思います。 それでは次に進みますが、報告書の作成について提案してください。
麻生担当部長	今、ご承認いただいた調査員の方が報告書を作成することになりますが、調査員については、県の採択方針の７ページ以降に記載されております「調査研究の観点」に基づいて、調査研究を行い、報告書を作成します。作成については、資料 50 ページの資料を御覧ください。「調査研究にあたって」に記載されております。 １趣旨については、県からの通知をもとに行っていただきます。 ２調査報告書作成の方法、留意点についてです。留意点については、公正・公平に行う上で、例えば教科書会社ごとの比較はせず、出版者ごとに差が出ないように特長などの文量を同じようにして報告すること。 ３公正確保については、非公開であること、取扱い情報等の取扱いに注意すること、あとは教科書会社等との関係などの留意点についての記載があります。 調査員会の内容及び日程については、資料 49 ページをご覧ください 各学校の意見の集約については、県の採択方針に「学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する」とありますので、学校の先生方からの

	意見もいただくことになります。調査員の研究資料とともに採択資料作成委員会の資料としたいと思います。 学校意見の取りまとめの方法は、見本本を１週間ずつ各中学校に回覧して、学校ごとに意見をとりまとめて提出していただきます。さらに６校の意見を集計する場面でも、公正を期すために、学校の先生に集計をしていただきたいと考えています。この集計の役割の方を「整理員」と呼びたいと思います。 整理員の設置については、資料 46・47 ページの要綱の中の第８条によるものとなります。
小宮委員長	提案のとおり、学校意見もまとめ、資料として提示していただきたいと思いますがいかがでしょうか。
一　同	異議なし
小宮委員長	それでは、事務局及び整理員で学校意見の取りまとめをし、本委員会の資料として提示してください。 整理員について案はありますか。
麻生担当部長	整理員の案について、お配りいたします。この方々にお願いできればと思います。
小宮委員長	それでは、提案いただいた方に整理員をお願いするということで（案）を消していただきたいと思います。
小宮委員長	採択資料作成委員会の報告書作成までの流れについて説明がありましたが、全体を通して、後半でいただいた説明について質疑を受けたいと思います。いかがでしょうか。
■■■委員	調査員をされる方は忙しい方かと思いますが、３観点、例えば学びに向かう力など、どのように調査員が教科書を見ればいいのかなど、指針となる評価・項目があるとまとめる大変さが減ると思うが、どのようにされているのか。
小宮委員長	何を調査していいかわからないなどにならないようにするために調査員に対して、観点を示すなど事前に準備していることは何かありますか？

日野指導主事	昨年度も大変だという意見が多くあり、４市の事務局で、調査員が何を調べるべきかを示す必要があるという考えがあった。調査員が何を調べるのかなど、整理したものを準備している。
小宮委員長	調査員 19 名だけではなく、実際に私たち教員が学校で意見を取りまとめる際に、見られる視点のような資料はありますか。
日野指導主事	学校意見とりまとめについては、神奈川県が観点を示している項目について、チェックをしていく形となっている。
藤原委員	整理員２名の役割について確認したいです。
麻生担当部長	整理員は中学校全体から出てきた意見を集約する役割で、事務的に６中学校から全教科の集計結果を整理するものになります。意見を入れるのではなく、学校から集まる結果の集計など事務的な作業をお願いする役割になります。
椙山副委員長	まだまだ研究を進める必要のある３観点をどのように教科書採択の中で意識をもって取り組むかは大事であるように思う。
小宮委員長	続いて、採択の日程について提案してください。
麻生担当部長	採択に係る日程の詳細は、資料 51 ページにあります。皆様にお願いする２回目の採択資料作成委員会は、７月５日（金）となっております１日日程をとってあります。内容は、すべての教科について調査員からの報告と学校意見を受けて、採択資料の検討をしていただきます。 第２回委員会の開催案内は後日送付いたします。
小宮委員長	採択資料作成委員会は１日日程となっております。採択の日程についてはよろしいですか。もしもそれまでの間に教科書を見せてもらいたいなどあれば可能でしょうか。
日野指導主事	６月 24 日（月）～６月 29 日（土）に市の教科書の展示会を行っているので、見ることも可能です。
小宮委員長	その他、事務局から何かありますか。

麻生担当部長	繰り返しになりますが、採択に係る公正確保と開かれた採択・公開についてもう一度確認させていただきます。 ・出版社の開催する研修会等への参加の禁止 ・献本を受けることの禁止 ・戸別訪問を受けることの禁止 ・教科書編集・著作に携わった者との接触の禁止 ・採択資料作成委員・調査員の氏名及び採択に関する一切の情報は、8月31日まで非公開とします。
小宮委員長	その他質問はありませんか。 以上をもって、報告及び議案の審議を終了します。 司会を事務局に返します。
司　会	皆様お疲れ様でした。本日お配りさせていただきました資料等は回収させていただきます。委嘱状のみお持ち帰りくださるようお願い申しあげます。 また、目の前に並べさせていただいております教科書の見本本については、いつでもご覧いただけますので、ご希望の場合は事務局までご連絡ください。
司会	閉会の言葉を麻生担当部長より申しあげます。
麻生担当部長	本日は、ほとんど一方的な説明ばかりで大変お疲れのことと思います。あらためましてお礼を申しあげます。 以上で第１回採択資料作成委員会を終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。